

第508回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和4年4月22日（金）

午後3時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員17名，出席委員 名，欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員， 委員

5 議 題

第1号議案 いか釣り漁業について（委員会指示）

第2号議案 漁業許可の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について（諮問）

第3号議案 ひき縄釣（トローリング）による水産動物の採捕について（海面利用協議会への諮問）

第4号議案 令和4年度事業計画（案）について

6 報告事項

（1）太平洋広域漁業調整委員会の結果について

（2）第3期茨城県水産試験場中期運営計画（令和4年度～令和7年度）について

7 その他

8 閉 会

指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

茨城県海面におけるいか釣り漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和4年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会 長 高 濱 芳 明

(操業の承認)

- 1 茨城県海面において、いか釣り漁業（無動力漁船及び総トン数5トン未満の動力漁船を使用するものを除く。）を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は実習を目的とする者は、この限りでない。

(承認対象漁船)

- 2 承認の対象となる漁船は、総トン数30トン未満の動力漁船であって次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1)前年、当委員会指示に基づき承認を受け操業の実績を有する者
 - (2)委員会が特に認めた者

(県外船の承認定数)

- 3 県外船について、委員会が承認をすることができる最高限度は22隻とする。

(制限又は条件)

- 4 この漁業の制限又は条件は、次のとおりとする。

(1)操業の禁止区域

最大高潮時海岸線から10,000メートル以内の海域で操業してはならない。

(2)電気設備

集魚燈に使用する電球の総設備容量は、180kw以下でなければならない。

(3)承認証備え付け等

この漁業の承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

(漁獲実績報告書の提出)

- 5 この漁業の承認を受けた者は、操業終了後速やかに別に定める漁獲実績報告書とその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合は一括取りまとめ委員会へ令和5年6月30日までに提出しなければならない。

この場合、県外に所在する漁業協同組合にあつては、その所在地を管轄する都道府県において一括取りまとめ提出するものとする。

(承認の取り消し)

- 6 この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

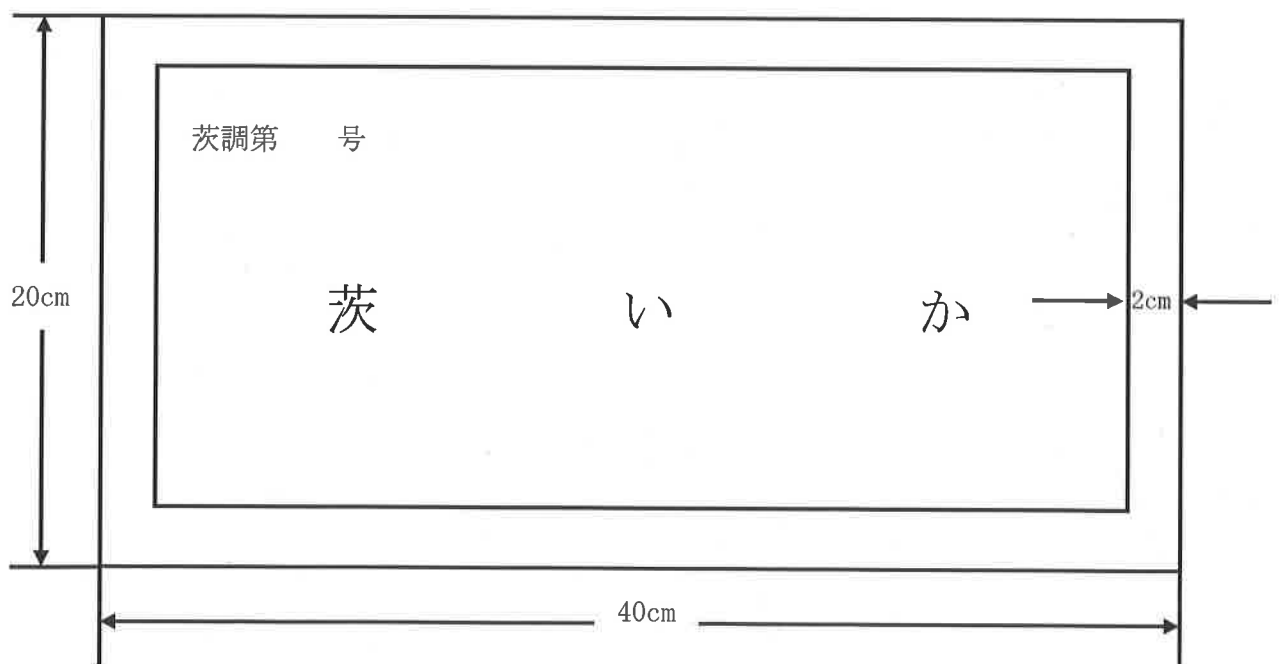
(指示の有効期間)

- 7 この指示の有効期間は、令和4年6月1日から令和5年5月31日までとする。

(取扱の細目)

- 8 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、いか釣り漁業に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

標識



文字、枠とも黒色

いか釣り漁業委員会指示取扱要領

令和4年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号によるいか釣り漁業の委員会指示に関する取扱要領は、次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 いか釣り漁業の操業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに承認申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えてその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合長は申請書を一括取りまとめのうえ、操業承認申請総括表(別記様式第2号)と副申書を添えて委員会に提出しなければならない。この場合、県外に所在する漁業協同組合にあっては、その所属地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。

(1)申請理由書

(2)漁船原簿謄本(県外に住所を有する者に限る。)

(3)前年の水揚げ実績を証する書面(6に規定する漁獲実績報告書を提出した者を除く。)

(承認申請書の提出期限)

- 2 承認申請書の提出期限は、原則として、令和4年8月31日までとする。

(承認証の交付)

- 3 委員会が承認したときは、承認証(別記様式第3号)を申請者に交付する。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項(氏名又は名称を除く)に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書(別記様式第4号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書(別記様式第5号)を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

(漁獲実績報告書)

- 6 委員会指示第5に規定する報告書の様式は、別記様式第6号とする。

様式第1号

いか釣り漁業操業承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称 ㊟

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 使用漁船

- (1) 船 名
- (2) 漁船登録番号
- (3) 総 ト ン 数
- (4) 推進機関の種類及び馬力数

様式第2号

いか釣り漁業操業承認申請総括表

漁業協同組合

整理番号	申請者		船名 漁船登録番号 総トン数 推進機関の種類及び馬力数	添付書類 (○印をつけること)		
	住所	氏名又は名称		申請理由書	漁船原簿謄本	水揚実績を証する書面

様式第3号

茨調第 号 い か 釣 り 漁 業 操 業 承 認 証	
住 所	
氏名又は名称	
船 名	
漁船登録番号	
総 ト ン 数	
推進機関の種類 及び馬力数	
承認有効期間	
制限又は条件	1 最大高潮時海岸線から10,000メートル以内の海域で操業してはならない。 2 集魚燈に使用する電球の総設備容量は、180kw以下でなければならない。 3 操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに船橋の両側面に標識を表示しなければならない。
令和 年 月 日 茨城海区漁業調整委員会 会 長 高 濱 芳 明	

様式第4号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称 ㊟

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業操業承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証(承認番号)の記載事項に下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換しようとする理由

様式第5号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称 ㊟

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業操業承認証再交付申請書

交付を受けた承認証を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 船 名
- 3 亡失（き損）の理由

様式第6号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏名又は名称

㊟

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

いか釣り漁業漁獲実績報告書

船名		総トン数		登録番号		操業期間	月 日から
							月 日まで

操 業 状 況

月	操 業 日 数	操 業 位 置	漁 獲 量			金 額	備 考
			い か	そ の 他	計		
	日		kg	kg	kg	千円	

注1 操業日数は、月別の合計日数を記載すること。

注2 漁獲されたいか等の主な種類を備考欄に記載すること。

いか釣り漁業承認取扱方針

(趣 旨)

第1 茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う他県船によるいか釣り漁業の承認の取扱いについては、委員会指示によるほか、この方針の定めるところによる。

(各県の承認枠)

第2 各県毎の承認限度数は、過去3カ年の操業隻数の最多数以内とする。ただし、次の各号に掲げる事項を考慮し委員会指示の3に定める定数内において増減することができる。

- 1 各県の過去3カ年の承認数
- 2 当該県への本県船入会数
- 3 今後の本県船入会の可能性

付 則

- 1 この取扱方針は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 この取扱方針は、平成元年5月23日から施行する。
- 3 この取扱方針は、平成2年7月12日から施行する。
- 4 この取扱方針は、平成8年5月8日から施行する。
- 5 この取扱方針は、平成9年5月9日から施行する。
- 6 この取扱方針は、平成11年5月7日から施行する。
- 7 この取扱方針は、平成15年5月20日から施行する。
- 8 この取扱方針は、平成20年4月10日から施行する。

いか釣り漁業承認の推移と令和4年度承認枠について

単位：隻

		H					R			令和4年度 承認枠(案)	令和3年度 本県船の他県 への入会数	(参考) 他県への 入会制度	
		23	24 ~27	28	29	30	元	2	3				
県 外 船	宮 城	承認枠	2	2	2	2	2	2	2	2	0	0	知事許可制 (枠なし)
		承認数	1	0	0	0	0	0	0	0			
		実績数	0	0	0	0	0	0	0	0			
	福 島	承認枠	20	20	20	20	20	20	20	20	20	6	委員会承認 (枠20)
		承認数	0	0	0	0	0	0	0	0			
		実績数	0	0	0	0	0	0	0	0			
	千 葉	承認枠	10	10	10	10	10	10	10	10	2	0	知事許可制 (枠なし)
		承認数	4	4	4	4	4	2	2	1			
		実績数	0	0	0	0	0	0	0	※			
県外船計		承認枠	32	32	32	32	32	32	32	22	6	—	
		承認数	5	4	4	4	4	2	2	1			
		実績数	0	0	0	0	0	0	0	※			
県内船	那珂湊 漁 協	承認数	10	10	9	8	8	8	8	0	枠制限無し	/	/
		実績数	0	0	0	0	0	0	0	0			
	磯 崎 漁 協	承認数	4	4	4	4	4	4	4	4	枠制限無し		
		実績数	0	0	0	0	0	0	0	※			
県内船計		承認数	14	14	13	12	12	12	12	4	枠制限無し	/	/
		実績数	0	0	0	0	0	0	0	※		/	/
合 計		承認数	19	18	17	16	16	14	14	5	6	/	
		実績数	0	0	0	0	0	0	0	※			

※ 実績報告書の提出期限が令和4年6月末のため未確定



資料No. 2 - 1

漁諮問第1号

茨城海区漁業調整委員会

茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号）第12条第1項及び第5項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準を別記のとおり定めたいので、同条第3項及び第5項の規定により意見を求める。

令和4年4月15日

茨城県知事 大井川 和彦



(別記)

有効期間中の知事許可漁業の許可を行うため、茨城県海面漁業調整規則第12条第1項の規定に基づき、別紙1のとおり制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて公示するとともに、同条第5項の規定に基づき、別紙2のとおり許可の基準を定めるものである。

「新たに許可等をする知事許可漁業」の制限措置等の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項に掲げる漁業につき、規則第12条第1項の規定により、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

第1 手繰り第3種漁業（貝まき漁業）

1. 制限措置

(1) 漁業種類

手繰り第3種漁業（貝まき漁業）

(2) 許可等をすべき船舶等の数

1隻

(3) 船舶の総トン数

5トン未満

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下

(5) 操業区域

茨共第15号共同漁業権の漁場区域

(6) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域の共同漁業権の組合員行使権者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年5月16日から令和4年6月15日まで

3. 備考

(1) 当該許可の有効期間は、許可の日から令和8年3月31日までとする。

(2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

第2 機船船びき網漁業

1. 制限措置

(1) 漁業種類

下表のとおり

(2) 許可等をすべき船舶等の数

下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

下表のとおり

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下

(5) 操業区域

茨城県海面とする。

(6) 漁業時期

下表のとおり

(7) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有し、かつ、同一漁業種類につき2隻以上の申請を行っていない者

漁業種類	船舶の総トン数	漁業時期	許可等をすべき船舶等の数
さよりひき網漁業	1トン以上5トン未満	12月1日から翌年5月31日まで	1隻
おきあみひき網漁業	1トン以上15トン未満	2月11日から7月31日まで	1隻

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年5月16日から令和4年6月15日まで

3. 備考

- (1) 当該許可の有効期間は、許可の日から令和8年3月31日までとする。
- (2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

第3 固定式さし網漁業

1. 制限措置

(1) 漁業種類

固定式さし網漁業

(2) 許可等をすべき船舶等の数

下表のとおり

(3) 船舶の総トン数

下表のとおり

(4) 推進機関の馬力数

漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下

(5) 操業区域

下表のとおり

(6) 漁業時期

下表のとおり

(7) 漁業を営む者の資格

下表のとおり

船舶の総トン数		操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可等をすべき船舶等の数
甲種	2トン未満	茨共第12号共同漁業権の漁場区域及び乙種の操業区域のうち旧勝田市と旧那珂湊市の市界から正東線とひたちなか市と大洗町との市町界から正東線との間の海域	漁業権の漁場区域 12月1日から翌年9月30日まで 乙種の操業区域 6月10日から8月31日まで	茨城県に住所を有し、かつ、操業区域の漁業権者から操業の同意を得ている者	1隻

乙種	2トン以上 5トン未満	<p>次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びコの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに茨共第16号、同第17号共同漁業権漁場区域（千葉県知事が免許した場合は、その免許番号、共同漁業権漁場区域）及び鹿島港湾区域を除いた海域</p> <p>ア 北茨城市平潟町字黒浦605番地に設置した標柱</p> <p>イ アから79度30分11,800メートルの点</p> <p>ウ 日立市川尻灯台中心点から正東11,000メートルの点</p> <p>エ 日立市会瀬港防波堤灯台中心点から正東11,000メートルの点</p> <p>オ 日立市東金沢町一丁目529番地日立市道路センター敷地内に設置した標柱から正東10,000メートルの点</p> <p>カ 日立市東金沢町一丁目529番地日立市道路センター敷地内に設置した標柱から正東6,000メートルの点</p> <p>キ ひたちなか市磯崎灯台中心点から50度6,000メートルの点</p> <p>ク ひたちなか市磯崎灯台中心点から正東6,000メートルの点</p> <p>ケ コから89度10分6,000メートルの点</p> <p>コ 東茨城郡大洗町祝町砲台跡に設置した標柱</p>	6月10日から8月31日まで	茨城県に住所を有し、かつ、茨共第15号の漁業権者から操業の同意を得ている者	1隻
----	----------------	--	----------------	---------------------------------------	----

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年5月16日から令和4年6月15日まで

3. 備考

(1) 当該許可の有効期間は、許可の日から令和8年3月31日までとする。

(2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

許可の基準

茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第12条第5項の規定による許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき船舶等の数が同条第1項の規定により公示した船舶等の数を超える場合の許可の基準をそれぞれ次のように定める。

第1 手繰第3種漁業（貝まき漁業）、機船船びき網漁業、固定式さし網漁業

- 1 規則第12条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
 - (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位のある者がある場合においては、第12条第6項の規定に基づく方法により許可等を有する者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

知事許可漁業における有効期間中の許可の扱いについて

令和 4 年 4 月 22 日
茨城県農林水産部漁政課

1. 知事許可漁業の取り扱い

漁業法改正に伴い茨城県海面漁業調整規則（令和 2 年 12 月 1 日施行。以下「規則」という）第 12 条第 1 項の規定により知事は、許可又は起業の認可をしようとするときは、漁業を営む者の数、漁業に係る船舶等の数及びその操業の実態その他の事情を勘案して、制限措置を定め、その内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を公示しなければならないことが規定された。しかし、許可の有効期間中に新たに許可を行う場合の取り扱い及びその許可の有効期間について、統一的な定めがない。

2. 要 望

- ・ 許可の有効期間中の着業にかかる新たな許可の発給や対人漁業の許可において、従来行ってきた廃業見合いなどの承継手続きが出来ないことから、漁協（漁業者）から、許可の有効期間中の許可が発給できるよう要望が出されている。

3. 対 応（第 507 回委員会承認）

- ・ 全ての知事許可漁業の「許可等に関する取り扱い方針」において、以下のとおり、有効期間中の許可の取り扱いにかかる規定を追加する。

（有効期間中の許可）

第 7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

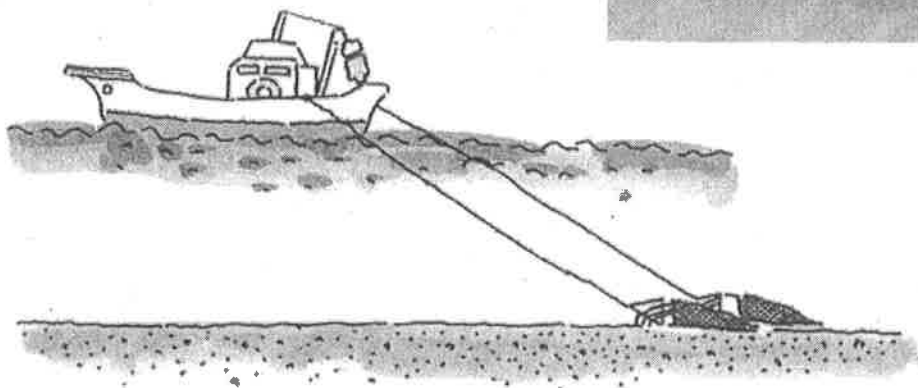
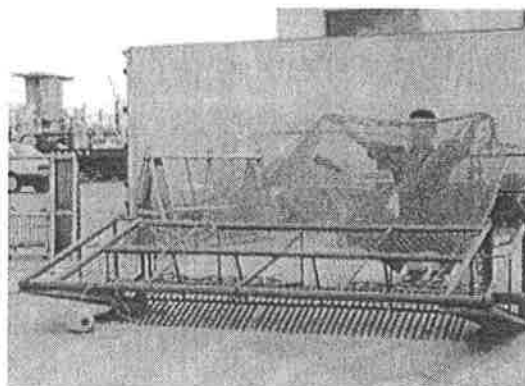
- 2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第 16 条第 1 項の規定により 5 年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

有効期間中の許可の承継等の要望調査結果(令和4年3月)

漁協	要望	小型機船底びき網			機船船びき網			固定式さし網	
		えび板	自家板	貝まき	しらす	さより	おきあみ	甲種	乙種
平潟									
大津									
川尻									
久慈町									
久慈浜丸小									
磯崎	○							1	
那珂湊									
大洗町									
鹿島灘									
はさき	○			1		1	1		1
合計		0	0	1	0	1	1	1	1

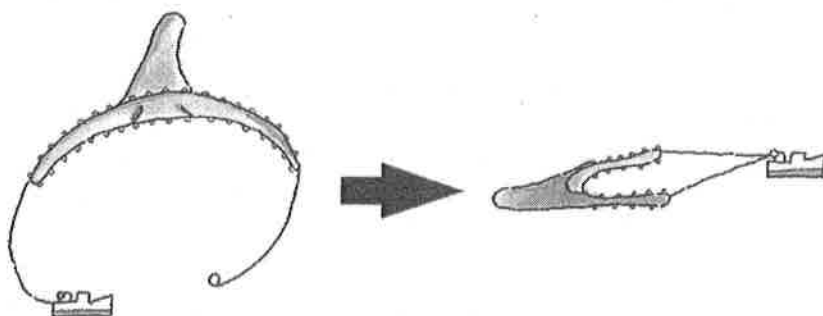
貝まき漁業

鋼鉄のツメが付いた「貝けた（マンガ）」という漁具を曳いて、ハマグリやホッキガイなどの二枚貝を漁獲します。



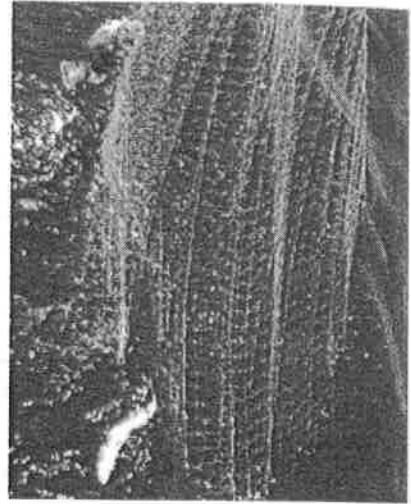
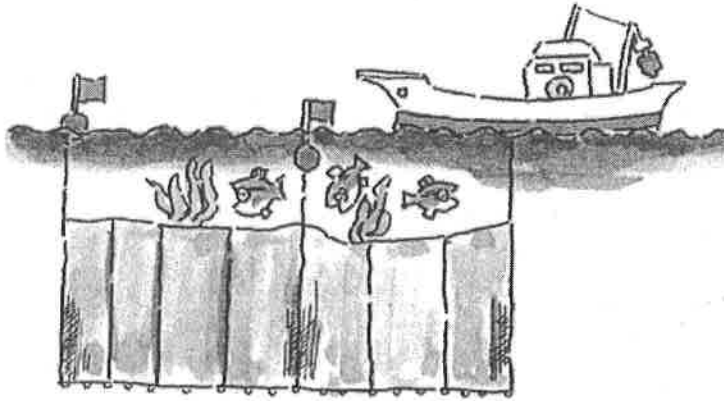
船びき網漁業

本県の沿岸漁業を代表する漁業で、主にシラス・シラウオ・コウナゴ・オキアミを漁獲しています。魚群探知機を使って魚の群れを探し、群れを取り囲むように船を走らせ、船尾から曳き網→袖網→袋網の順に送り出していきます。すべて送り出したところで、最初に投げ入れた曳き網の先を取り上げ、丸く広がった網が帯状になるまで船を走らせ、網の「魚取り部」と呼ばれる袋網に魚を追い込み、漁獲します。



固定式さし網

ナイロン製の透明な網を使い、泳いでくる魚を網にからませて漁獲する漁業です。刺網には、潮の流れに乗せてスズキ・イナダを漁獲する「流し刺網漁業」と、網を固定してヒラメ・カレイ・アイナメ・コチなどを漁獲する「固定式刺網」があります。とる魚や時期、場所により網目の大きさを変えます。1人でも操業できます。



有効期間中の知事許可漁業の許可を行うために定める
「制限措置」「許可等を申請すべき期間」「許可の基準」について

令和4年4月22日
茨城県農林水産部漁政

1 対象

有効期間中の許可発給の承継等要望のあった知事許可漁業（資料2-1：別紙1）

手繰第3種漁業（貝まき漁業）、機船船びき網漁業（さよりひき網、おきあみひき網）、
固定式さし網（甲種、乙種）

2 制限措置（資料2-1：別紙1）

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 漁業種類 | 現行許可のとおり |
| (2) 許可等をすべき船舶等の数（公示枠） | 下表のとおり |
| (3) 船舶の総トン数 | 現行許可のとおり |
| (4) 推進機関の馬力数 | 現行許可のとおり |
| (5) 操業区域 | 現行許可のとおり |
| (6) 漁業時期 | 現行許可のとおり |
| (7) 漁業を営む者の資格 | 現行許可のとおり |

漁業種類	貝まき	船びき網		固定式さし網	
		さより	おきあみ	甲種	乙種
公示枠	1隻	1隻	1隻	1隻	1隻

3 許可等を申請すべき期間（資料2-1：別紙1）

令和4年5月16日から令和4年6月15日

4 許可の基準（資料2-1：別紙2）

現行取扱い方針のとおり

5 許可の有効期間（資料2-1：別紙1）

許可の日から令和8年3月31日

(案)

茨漁調委諮問第 号

茨城県海面利用協議会

漁場利用の適正化を図るため、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、ひき縄釣による水産動物の採捕制限に関する委員会指示を発動したいので、平成 14 年 12 月 12 日付け水産庁長官通知により意見を求める。

令和 4 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高濱 芳明

指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城県海区漁業調整委員会指示第 号

茨城海区におけるひき縄釣(釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。)により水産動物を採捕する場合について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高 濱 芳 明

(採捕の制限)

- 1 茨城県海面漁業調整規則(令和2年茨城県規則第73号、以下「調整規則」という。)第41条第1項第6号に掲げる海域において、ひき縄釣により水産動物を採捕する者は、茨城海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

なお、漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合はこの限りでない。

(承認の対象)

- 2 1の承認の対象は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 試験研究又は教育実習のためひき縄釣により水産動物を採捕しようとする試験研究機関又は教育機関等(以下「試験研究機関等」という。)
 - (2) トローリング大会等のイベントを開催し、参加者にひき縄釣による水産動物の採捕をさせようとする者(以下「イベント主催者」という。)

(承認の基準)

- 3 1の承認は、対象ごとに次に掲げる要件を全て満たしている場合に行うものとする。
 - (1) 試験研究機関等
 - ア 当該漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生ずる恐れがないこと。
 - イ ひき縄釣を行う予定の海域における海面の利用について、当該海域における海面を利用する県内の関係する漁業協同組合の同意を得ていること。
 - (2) イベント主催者
 - ア 当該漁法を用いることにより、水産資源の保護培養及び漁業調整上重大な支障が生ずる恐れがないこと。

- イ ひき縄釣を行う予定の海域における海面の利用について、当該海域における海面を利用する県内の関係する漁業協同組合の同意を得ていること。
- ウ イベントの実施について、開催地の漁業協同組合の同意を得ていること。
- エ 茨城県内に所在する漁港、マリーナを根拠地として行われるものであること。
- オ 根拠地となる漁港、マリーナの管理者の同意を得ていること。
- カ 日の出から日没までの間の採捕であること。
- キ 県内に根拠地のある団体が主催又は共催するイベントであって、開催地の市町村の後援があること。
- ク 委員会指示及び関係法令等の遵守に係る誓約を行うこと。
- ケ 参加者等に茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者を含めないこと。

(条件)

4 委員会は、1の承認をするに当たり、対象ごとに次に掲げる条件を付けることができる。

(1) 試験研究機関等

ア 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

イ 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

ウ 承認証の携帯

承認を受けた者は、ひき縄釣により水産動物を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

エ その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することができる。

(2) イベント主催者

ア 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

イ 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者及び参加者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消

すことができる。

ウ 承認を受けた者の責務

イベント主催者は、当該イベントに参加する者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

(ア) 委員会指示及び漁業法並びに茨城県漁業調整規則等の関係法令に反する行為をしないこと。

(イ) 入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用等必要な対策の実施により、安全を確保すること。

(ウ) 漁業者の操業及び航行を妨げる行為をしないこと。

(エ) イベント主催者が作成し委員会の承認を受けた統一図案の標識旗を、イベントに参加し航行している間、船舶の外部から見やすい箇所に掲げること。

(オ) イベントに参加し航行している間、委員会が交付した承認証の写しを携帯すること。

(カ) 操業船の位置から3マイル以内を航行しないこと。

(キ) 使用する船舶にAIS（船舶自動識別装置）を設置しイベントにおいて航行している間常時稼働させる等により、漁船の操業の妨害及び定められた海域外での採捕行為の未然防止を担保すること。

エ 採捕禁止期間

7月1日から9月30日までの土日祝日以外の日は、ひき縄釣を行ってはならない。

オ 採捕対象生物

カジキ類以外の水産動物を採捕してはならない。

カ その他の制限又は条件

その他委員会が必要があると認めるときは、更に制限又は条件を付することができる。

(指示の有効期間)

5 この指示の有効期間は、令和4年6月1日から令和5年5月31日までとする。

(取扱の細目)

6 この指示の定めるもののほか取扱の細目については、ひき縄釣採捕承認取扱要領に定めるところによる。

ひき縄釣採捕承認取扱要領

令和 年 月 日付け茨城県海区漁業調整委員会指示第 号によるひき縄釣の委員会指示に基づく承認に係る取扱要領は、次のとおりとする。

(承認の申請)

1 委員会指示の1の承認を受けようとする者は、ひき縄釣採捕承認申請書（試験研究機関又は教育機関等が試験研究又は教育実習のために行う場合（以下「試験研究等の場合」という。）は別記様式第1号、トローリング大会等のイベントを開催し、参加者にひき縄釣により水産動物を採捕させようとする場合（以下「イベントの場合」という）は別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に、イベントを開催する日の15日前までに提出しなければならない。

(1) 試験研究等の場合

ア 試験研究等に関する計画書

イ 使用する船舶の証明書（漁船の場合は漁船原簿謄本、その他の船舶の場合は船舶検査証書の写し。ただし、本県に漁船登録がなされている漁船の場合はこの限りでない。）

ウ 用船の場合は、使用権限を証する書面

エ 県内の関係する漁業協同組合の同意書

オ その他委員会が必要と認める書類

(2) イベントの場合

ア イベントの開催要領又は採捕計画書等

イ 使用する船舶の証明書（漁船の場合は漁船原簿謄本、その他の船舶の場合は船舶検査証書の写し。ただし、本県に漁船登録がなされている漁船の場合はこの限りでない。）

ウ 県内の関係する漁業協同組合の同意書

エ 誓約書（別記様式第3号）

オ 参加艇に掲揚させる統一図案による標識旗

カ その他委員会が必要と認める書類

(承認証の交付)

3 委員会は、採捕の承認をしたときは、ひき縄釣採捕承認証（以下「承認証」という。）（試験研究等の場合は別記様式第4号、イベントの場合は別記様式第5号）を申請者に交付する。

(承認証の書換交付)

4 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く）に変更を生じたときは、遅滞なくひき縄釣採捕承認証書換交付申請書（別記様式第6号）に承認証を添えて委員会に提出し、承認

書の書換交付を受けること。

(承認証の再交付)

- 5 承認を受けた者は、承認証を亡失し又はき損したときは、速やかにひき縄釣採捕承認証再交付申請書（別記様式第7号）を委員会に提出し、承認証の再交付を受けること。

(承認証の返納)

- 6 承認を受けた者は、当該承認がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに委員会に承認証を返納すること。

(実績の報告)

- 7 採捕実績の報告は、ひき縄釣採捕実績報告書（試験研究等の場合は別記様式第8号、イベントの場合は別記様式第9号）により行うものとする。

様式第 1 号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

ひき縄釣試験研究等採捕承認申請書

下記によりひき縄釣採捕の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 採捕目的
- 2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 採捕区域
- 4 ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類及び数量
- 5 使用船舶
 - (1) 船名
 - (2) 船舶番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 馬力数
 - (5) 船舶所有者
- 6 採捕に従事する者
住所
氏名

様式第2号

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

ひき縄釣採捕承認申請書

下記により大会を開催したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 イベント名
- 2 イベント開催期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 採捕区域
- 4 ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類
- 5 ひき縄釣の根拠地とする漁港等
- 6 参加者及び使用船舶

船名	船舶 登録番号	総トン数又は 船舶の長さ	参加者氏名	住所

注) 同一船舶に複数の者が乗船する場合は、代表者の住所及び氏名を記すこと。

様式第3号

誓約書

(年 月 日)に開催される(イベント名)の実施に際しては、安全対策を十分に講じるほか、当該イベントの参加者に対し、漁業法及び茨城県海面漁業調整規則等の水産関係法令並びに茨城海区漁業調整委員会の承認の内容、条件を遵守させるほか、採捕終了後速やかに出艇日毎の航行記録及び採捕記録報告書を提出させる等、主催者として適法かつ厳正な大会運営を行うことを誓約します。

この誓約が遵守できない場合は、期間の途中で承認が取り消しとなっても異議申し立てをせず、以後承認されない場合があることを承知します。

(元号) 年 月 日

住 所

氏 名

茨城海区漁業調整委員会会長

殿

様式第4号

茨調第 号		
ひき縄釣試験研究等採捕承認証		
住 所		
氏名又は名称		
採 捕 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
採 捕 区 域		
ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類及び数量		
使 用 船 舶	船名	船舶番号
	総トン数	馬力数
採捕に従事する者	住所	氏名
条 件	<p>1 採捕実績の報告 承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 承認の取り消し 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。</p> <p>3 承認証の携帯 承認を受けた者は、ひき縄釣により水産動物を採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。</p>	
令和 年 月 日		
茨城海区漁業調整委員会 会 長		

様式第5号

茨調第 号	
ひき縄釣採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
イベント名	
採 捕 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
採 捕 区 域	
ひき縄釣で採捕しようとする水産動物の種類	
ひき縄釣の根拠地とする漁港等	
参加者及び使用船舶	別紙のとおり
条 件	裏面記載のとおり
<p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">茨城海区漁業調整委員会 会 長</p>	

様式第5号裏面

条 件

1 採捕実績の報告

承認を受けた者は、採捕期間終了後1月以内に、別に定める様式により採捕実績を委員会に報告しなければならない。

2 承認の取り消し

委員会は、承認を受けた者及び参加者がこの指示の内容に違反したとき又は水産資源の保護培養もしくは漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

3 承認を受けた者の責務

イベント主催者は、当該イベントに参加する者に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 委員会指示及び漁業法並びに茨城県漁業調整規則等の関係法令に反する行為をしないこと。
- (2) 入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用等必要な対策の実施により、安全を確保すること。
- (3) 漁業者の操業及び航行を妨げる行為をしないこと。
- (4) イベント主催者が作成し委員会の承認を受けた統一図案の標識旗を、イベントに参加し航行している間、船舶の外部から見やすい箇所に掲げること。
- (5) イベントに参加し航行している間、委員会が交付した承認証の写しを携帯すること。
- (6) 操業船の位置から3マイル以内を航行しないこと。
- (7) 使用する船舶にAIS（船舶自動識別装置）を設置しイベントにおいて航行している間常時稼働させる等により、漁船の操業の妨害及び定められた海域外での採捕行為の未然防止を担保すること。

4 採捕禁止期間

7月1日から9月30日までの土日祝日以外の日は、ひき縄釣を行ってはならない。

5 採捕対象生物

カジキ類以外の水産動物を採捕してはならない。

様式第 5 号別紙

参加者及び使用船舶

船 名	船舶 登録番号	総トン数又は 船舶の長さ	参加者 氏 名	住 所

様式第6号

年月日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

ひき縄釣採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、書換交付を申請いたします。

記

- 1 承認番号
- 2 変更内容

事 項	現在の承認内容	書換えようとする内容

- 3 書換しようとする理由

様式第7号

年月日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

ひき縄釣採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証を亡失（き損）したので、下記のとおり再交付を申請いたします。

記

- 1 承認番号
- 2 承認年月日
- 3 亡失（き損）の理由

様式第8号

年月日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

ひき縄釣試験研究等採捕実績報告書

1 承認番号

2 採捕期間 年月日から 年月日

3 採捕実績

採捕日	採捕地点 緯度経度	船名	魚種名	重量 (kg)	陸揚げ又は 放流の別

※全ての採捕個体について個々に記載すること。

※採捕地点は、魚体を船上に揚げた地点を報告すること。

※採捕日ごと、船ごとに整理して記載すること。

年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

ひき縄釣採捕実績報告書

1 承認番号

2 イベント名

3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日

4 採捕実績

採捕日	採捕地点 緯度経度	船名	採捕者 氏名	魚種名	重量 (kg)	陸揚げ又は 放流の別

※全ての採捕個体について個々に記載すること

※採捕地点は、魚体を船上に揚げた地点を報告すること。

※採捕日ごと、船ごとに整理して記載すること。

ひき縄釣（トローリング）による水産動物の採捕について

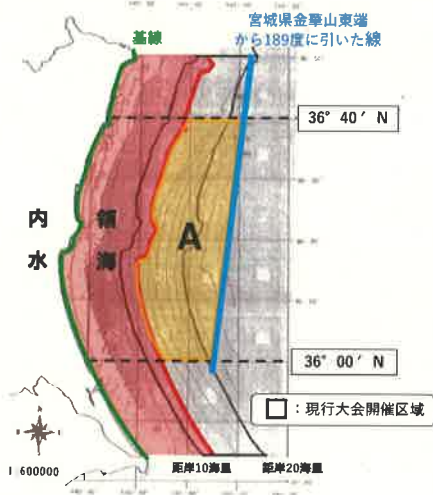
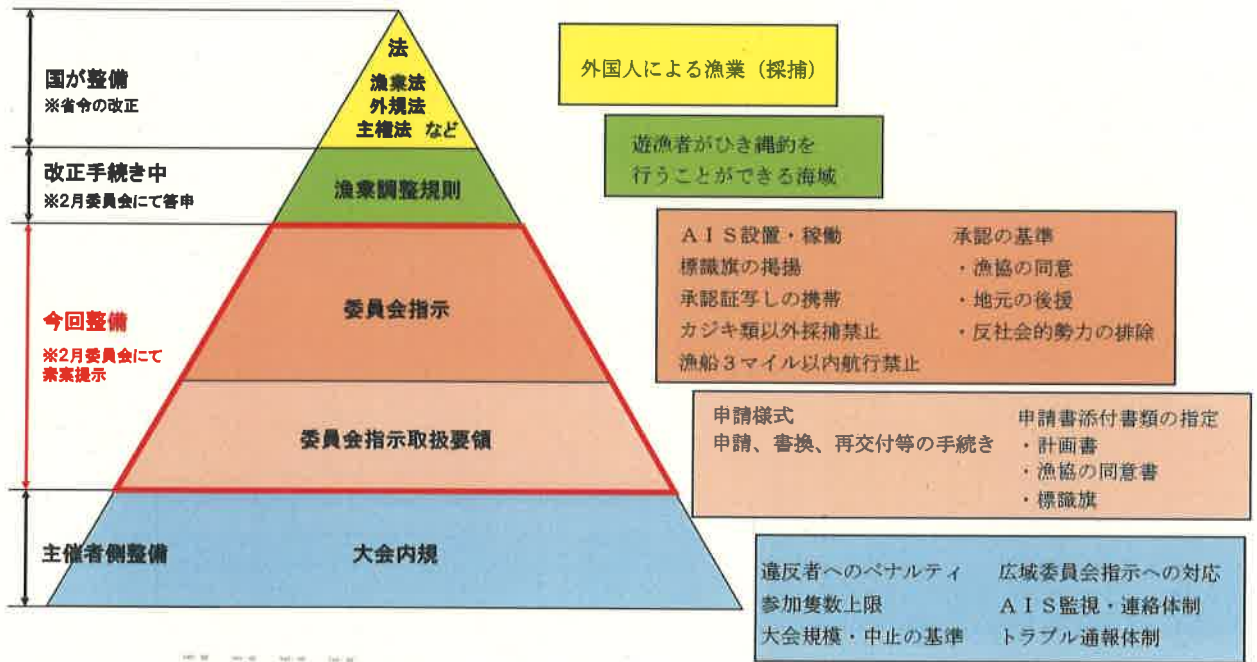
令和 4 年 4 月 22 日

茨城県農林水産部漁政課

遊漁者等によるひき縄釣（トローリング）については、遊漁者等が使用することができる漁具・漁法に係る茨城県海面漁業調整規則（以下「調整規則」という。）の改正により、本県沖の一部海域においてのみひき縄釣禁止の制限が解除される（下記A海域）。

調整規則改正後も、引き続き本県海面における海面利用秩序を維持するため、以下のとおり漁業調整委員会指示において制限事項を整備し、さらに詳細なルールについては大会主催者側が設定する大会内規により制限する仕組みとしたい。

1 カジキトローリング大会に関する制度の体系



調整規則の改正により
遊漁者等のひき縄釣を解除する海域（A）

（北緯 36 度 00 分の線，宮城県金華山東端から 189 度に引いた線，北緯 36 度 40 分の線及び陸岸に囲まれた海域（領海及び内水を除く。））

2 委員会指示(案)の2月の委員会における素案からの変更点

(1) 委員会承認の対象について

イベントの場合、委員会承認の対象は船舶ごとの全ての参加者ではなく、参加者にひき縄釣による採捕を行わせようとする「イベント主催者」とする。

また、ひき縄釣りの実施中は、試験研究機関等にあつては承認証を、イベント参加者にあつては使用船舶ごとに、主催者に交付された承認証の写しを、使用船舶内に保持、携帯する義務を委員会指示に設けることとする。

(2) 参加者名簿の提出について

イベント主催者が承認を受けようと提出する申請書には、使用する船舶名及び代表者の氏名・住所等を記載することとする。

また、乗船の可能性がある者全員の氏名、住所等は、月ごと（7月、8月、9月）にそれらの情報をとりまとめ、定めた期日までに委員会事務局へ提出することとし、別途、県から県警察本部へ反社会的勢力に属する者の有無の照会を行う。

(3) AIS の設置・稼働について

イベント主催者が参加者に対し、使用する船舶に AIS を設置しイベント参加中稼働させる条件（承認を受けた者の責務）については、AIS を含めその他の手法により、参加艇（参加者の乗船する船舶）による漁船への接近等操業妨害行為及び定められた海域外での採捕行為の未然防止を担保させる趣旨の記載とする。

3 遊漁者によるひき縄釣に関する制限の規定箇所案

項目	調整規則	委員会指示	指示要領	大会内規
遊漁者等がひき縄釣を行うことができる海域	○	(○)		
承認の対象者（試験研究機関等又はイベント主催者）		○		
承認の基準				
試験研究・イベント共通事項				
資源保護・漁業調整上の問題が無いこと		○		
関係漁協の同意を得ること（採捕予定海域）		○	○	
イベントのみの事項				
茨城県内にイベント開催根拠地		○		○
採捕時間帯（日の出から日没まで）		○		○
主催者は県内に根拠地のある団体		○		
イベント根拠地市町村の後援		○		
イベント開催地地元漁協の同意		○	○	
委員会指示・法令遵守の誓約（主催者）		○	様式	
根拠漁港・マリーナの同意		○		
反社会的勢力の排除		○		

項目	調整規則	委員会指示	指示要領	大会内規
条件				
試験研究・イベント共通事項				
採捕実績の報告		○	様式	
承認を取り消す場合		○		
試験研究のみの事項				
承認証の携帯		○		
イベントのみの事項				
承認を受けた者の責務 ※主催者が参加者に遵守させる事項				
・委員会指示、漁業関係法令等の遵守		○		○
・入出港時の徐行、見張り人員の確保、救命用具の着用等による安全を確保		○		○
・漁業者の操業・航行を妨げないこと		○		○
・参加中、承認を受けた標識旗の掲示		○	○	○
・参加中、承認証の写しの携帯		○		○
・操業船の3マイル以内採捕禁止		○		○
・AISの設置、参加中の稼働		○		○
期間		○		○
カジキ類以外採捕禁止		○		○
申請に必要な手続き等				
計画書の提出			○	
使用船舶の証明書（漁船原簿等）			○	
船舶使用証明書（試験研究のみ）			○	
申請書様式（書換、再交付）			様式	
承認証様式			様式	
大会運営上の内規				
参加隻数上限				○
法令・ルール違反者へのペナルティ				○
大会規模変更・中止の基準				○
大型クロマグロ遊漁禁止時の大会の取扱い（広域委員会指示への対応）				○
主催者によるAIS監視・通知体制				○
トラブル通報体制				○

令和4年4月22日
政策企画部地域振興課

くろまぐろ（大型魚）の採捕禁止に対する大会ルールについて

遊漁によるくろまぐろの採捕については、太平洋広域漁業調整委員会指示により、大型魚は令和4年5月31日まで禁止となっているが、6月1日以降は、1人1日あたりの保持尾数の制限（1尾まで）に変更になるところ。

一方で、くろまぐろの遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止することとしている。

カジキ釣り大会については、くろまぐろは対象としていない（カジキ以外は全てリリース）が、その資源管理に配慮するため、大型魚が採捕禁止となった場合の大会ルールを下記のとおり定めるもの。

〇くろまぐろ（大型魚）が採捕禁止となった場合の大会ルール

BIG-1カーニバルは大会期間が長期にわたるため、採捕禁止期間において、カジキ釣りに出航できる日数を、大会の承認日数の半分以下とする。

〈参考1〉これまでのカジキ釣り大会のルール（抜粋）

対象魚：カジキ類のみ

厳守事項：特別採捕（トローリング）で許可を得ている魚種はカジキだけです。他の魚は全てリリースしてください。

〈参考2〉太平洋広域漁業調整委員会指示（抜粋）

くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限

OR3. 8. 21～R4. 5. 31

遊漁者は、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

OR4. 6. 1～R5. 3. 31

遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人一日あたり一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

大会ルールの適用例

例1 9月1日からくろまぐろ（大型魚）が採捕禁止になった場合
→9月の大会承認日数は10日のため、出航できる日数は5日

例2 9月15日からくろまぐろ（大型魚）が採捕禁止になった場合
→9月15日以降の大会承認日数は6日のため、出航できる日数は3日

9月		※○印が承認日				
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3 ○
4 ○	5	6	7	8	9	10 ○
11 ○	12	13	14	15	16	17 ○
18 ○	19 ○	20	21	22	23 ○	24 ○
25 ○	26	27	28	29	30	

茨城海区漁業調整委員会 令和4年度年間事業計画(案)

(注) ●…審議事項 □…報告事項 ◇…会議

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
茨城海区漁業調整委員会	委員会指示・許可等	<ul style="list-style-type: none"> ● いか釣り漁業について(委員会指示) ● 漁業許可の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について(諮問) ● ひき縄釣による水産動物の採捕について(海面利用協議会への諮問) ● 令和4年度事業計画について 	<ul style="list-style-type: none"> ● ひき縄釣による水産動物の採捕について(委員会指示) ● いせえびを対象とした潜水器漁業の特別採捕許可の取扱いについて <p>□ 船曳網の漁況経過と今後のシラス漁の見通し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● なまこ漁業許可の有効期間の短縮について(諮問) ● かじき釣り(トローリング)大会について 	<ul style="list-style-type: none"> ● なまこ漁業許可の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について(諮問) ● 小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業(板びき網漁業)許可の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について(諮問) ● 潜水器漁業許可の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について(諮問) ● あわび漁業等の特別採捕許可について ● 令和5年度に向けた全漁調連中央要望提案について <p>□ しらすの漁況経過と見通しについて</p>				<ul style="list-style-type: none"> ● はえ縄漁業について(委員会指示) ● 全長30cm未満のひらめの採捕禁止について(海面利用協議会への諮問) ● 保護区域設定によるはまぐりの採捕禁止について(海面利用協議会への諮問) ● 河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止について(海面利用協議会への諮問) ● ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限について(海面利用協議会への諮問) ● しらすひき網漁業の操業期間に係る要望の取扱いについて <p>□ かじき釣(トローリング)大会の結果について</p> <p>□ ヒラメ資源について</p> <p>□ 鹿島灘はまぐりの資源動向について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 海区漁場計画の案について(協議) <p>茨定1 茨共1、3~13、15、16 茨共17</p> <p>□ 漁業権にかかる資源管理状況等について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 海区漁場計画の案について(諮問) <p>茨定1 茨共1、3~13、15、16 茨共17</p>	<p>公聴会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海区漁場計画の案 <hr/> <p>委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海区漁場計画の案について(答申) 茨定1 茨共1、3~13、15、16 茨共17 ● 全長30cm未満のひらめの採捕禁止について(委員会指示) ● 保護区域設定によるはまぐりの採捕禁止について(委員会指示) ● 河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止について(委員会指示) ● ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限について(委員会指示) <p>□ 令和5年冬春期の沿岸漁海況予報について</p>	
	資源管理	<p>※大臣からの「配分通知」時期により変更あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問) 	<ul style="list-style-type: none"> ● くらまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について(諮問) 						<ul style="list-style-type: none"> ● まあじ・まいわしに関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問) 		<ul style="list-style-type: none"> ● くらまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について(諮問) ● くらまぐろ等に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問) 	
	会議参加報告	<p>□ 太平洋広域漁業調整委員会の結果について</p>		<p>□ 全漁調連総会の結果について</p>						<p>□ 太平洋広域漁業調整委員会の結果について</p>			
相互入会													
その他	全国海区漁業調整委員会		◇ 通常総会(5/19)(宮城県)	◇ 事務局長会議(岡山県)				◇ 東日本ブロック会議(神奈川県)	◇ 事務局職員研修会(三重県)				
	太平洋広域漁業調整委員会							◇ 第38回委員会(東京都)	◇ 太平洋北部会(東京都)			◇ 第39回委員会(東京都)	
	茨城県海面利用協議会		◇ 第3回茨城海区部会							◇ 第4回茨城海区部会			

第37回太平洋広域漁業調整委員会の結果について

- 1 日 時 令和4年3月8日（火）午後1時30分
- 2 場 所 農林水産省8階 水産庁中央会議室（web開催）
- 3 内容と結果

(1) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

ア 太平洋広域漁業調整委員会指示第41号（案）の概要

(ア) くらまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止。意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

(イ) くらまぐろ（大型魚）の採捕の制限

1人1日あたり1尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

(ウ) 遊漁者による大型魚の採捕の禁止

大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくらまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨、公示する。

(エ) 指示の有効期間

令和4年6月1日から令和5年3月31日まで

(2) 太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について

ア 太平洋南部キンメダイの広域資源管理

2010年以降は減少傾向にあり、2020年は3,797トン。関東沿岸から伊豆諸島周辺海域におけるキンメダイ資源の水準は低位、動向は減少

イ 今後のキンメダイの資源管理について

TAC魚種拡大に向けて令和4年度中に資源評価結果を公表予定（資源の状況と漁獲圧の状況との関係の推移や、資源の将来予測が客観的な形で示される）

ウ 太平洋広域漁業調整委員会指示第42号（案）の概要

(ア) EEZ内の規制海域において、きんめだいをとることを目的とする底刺し網漁業に係る規制（委員会承認制等）を行う。

(イ) 指示の有効期間

令和4年3月8日から令和5年5月31日まで

(3) その他

ア 令和4年度資源管理関係予算について

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和四年三月八日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 関 いずみ

太平洋広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 漁業者が漁業を営む場合
 - イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 - ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
 - (2) 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。
 - (3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
 - (4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。
- 2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限
遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。
 - 3 くろまぐろ（大型魚）の採捕の制限
 - (1) 遊漁者は、太平洋において採捕したくろまぐろ（大型魚）を一人一日あたり一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

(2) 遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

ア 採捕した者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号及び電子メールアドレス

イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量

ウ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日

エ 採捕した海域

オ 遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び登録都道府県名

(3) 太平洋広域漁業調整委員会会長は、太平洋における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

(4) 遊漁者は、(3)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和四年六月一日から令和五年三月三十一日までとする。

5 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、きんめだい底刺し網漁業について、次のとおり指示する。

令和四年三月八日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 関 いずみ

太平洋広域漁業調整委員会によるきんめだい底刺し網漁業の承認に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「規制海域」 北緯三十五度の緯線が本州東岸の最大高潮時海岸線と接する点から正東の線以南、次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）

ア 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線

イ 東経百三十三度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線

(2) 「きんめだい底刺し網漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業

イ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六十条第五項に規定する共同漁業

ロ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ハ 法第五十七条第一項の規定により都道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業

2 操業の承認

規制海域において令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間で、きんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認証の交付及び備付け義務

(1) 委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。

(2) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

4 承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る漁業に使用してはならない。

5 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和四年三月八日から令和五年五月三十一日までとする。

第3期中期運営計画（令和4年度～7年度）

背景1：水産業をとりまく社会情勢

- 世界の水産物需要の増加、日本の水産物消費量の減少
- SDGs（持続的な開発目標）や環境問題の国内外での高まり
- 日本近海の海水温の上昇と海洋生物の分布・回遊の変化
- ICT等の新技術を用いたスマート水産業の進展
- 改正漁業法は、水産資源の保存・管理を適切に行うことは国と都道府県の責務と明記
- 漁業就業者の高齢化・減少

背景2：県総合計画における水産業の方向性

新たな茨城県総合計画の基本理念「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現に向けた4つのチャレンジの一つ「新しい豊かさへのチャレンジ」において、水産業は「儲かる水産業の実現のため、沿岸漁業における効率的な生産体制の構築や企業的経営体の育成、大規模水産加工場や養殖事業者の誘致及び養殖技術の開発」を主な取組としている。

【数値目標】

- ①漁労収入1億円以上を達成した沿岸漁業経営体数：12経営体
- ②ICTを導入した養殖業経営体数：3経営体

社会情勢の変化に対応し、県総合計画の実現を目指す試験研究を推進するため、水産試験場においては、①水産資源の効率的かつ持続的利用するための研究、②新たな養殖技術の開発と魚類防疫対策研究、③産地販売力の強化と美味しい魚を提供するための水産物利用加工研究を研究の柱とする第3期中期運営計画を策定

試験研究（重点推進事項：ロードマップ※で進捗管理）※別添

- 1 水産資源を効率的かつ持続的に利用するための研究
 - 【海面】・底びき網漁業対象魚類の資源水準・動向を評価、メヒカリ・マダコの漁況予測
 - ・イワシ、サバ類、シラス等の回遊性資源の漁況予測情報の発信と予測精度の向上
 - ・ハマグリ、アワビ等の持続的な資源利用方策の提案
 - ・海洋環境の変化と影響の把握
 - ・ICT技術を活用し、魚群・水温情報をリアルタイムで共有するシステムの構築
 - 【内水面】・霞ヶ浦北浦におけるワカサギ、テナガエビ等の資源減少要因の究明
 - ・潤沼のヤマトシジミの持続的な資源利用の提案、アユ等の増殖技術の開発・改良
- 2 新たな養殖技術の開発と魚類防疫対策研究
 - 【内水面】 コイ、チョウザメ類の効率的な養殖技術の開発
 - 【陸上養殖】 深海性エビ類（ブドウエビ）の養殖技術の開発
- 3 産地販売力強化と美味しい魚を提供するための水産物利用加工研究
 - ・シラスの漁獲段階からの鮮度管理技術開発、
 - ・干物等水産加工品の品質向上、生食用凍結品の開発

成果の伝達普及・指導等

- 1 技術・研究成果の伝達普及・指導・相談業務
 - ・技術・研究成果や漁海況予測情報の発信、水産物の衛生・鮮度管理等、幅広い技術指導
 - ・漁業活動の安全確保のための無線による気象や船舶航行に関する情報提供
- 2 広報・普及啓発

業務の質的向上、効率化のために実施する方策

- 1 全体マネジメント
- 2 県民ニーズの把握と他機関との連携
- 3 外部資金の活用や内部人材育成 など

【別添資料】

1. 水産資源を効率的かつ持続的に利用するための研究 ①海面

漁獲可能量（TAC）管理制度の適切な運用に向け、資源評価の精度向上と対象魚種の拡大に取り組むとともに、鹿島灘はまぐりについて、漁業者へ持続的な資源利用方策を提案する。

精度の高い漁海況予測情報を提供し、漁業者の効率的な操業や、流通加工業者の計画的な生産を支援する。

研究の方向性

- 漁獲可能量（TAC）管理制度の適切な運用
- 水産資源の持続的な利用
- 漁業者の効率的な操業支援
- ICT技術の活用

重点研究課題

- ①資源評価の精度向上と対象魚種の拡大 <拡充>
マアナゴ、スズキなど10魚種追加
評価基準の見直しによる精度向上
- ②持続的な資源利用方策の提案
漁獲シナリオ提示、種苗放流効果算定
- ③効率的な操業支援
漁海況予測情報の精度向上
ICT技術を活用した情報共有システム <新規>

目標(2025)

資源評価魚種数 35件

農林水産部基本指針で関連する目標
・漁労収入1億円超を達成した沿岸漁業
経営体数の累積 12経営体(2025)

ロードマップ



【別添資料】

1. 水産資源を効率的かつ持続的に利用するための研究 ②内水面

霞ヶ浦北浦では、ワカサギ、シラウオ、テナガエビなどについて、資源減少要因を究明しその対策を提案する。内水面では、ヤマトシジミの資源利用手法の提案やアユ等在来有用魚種の増殖技術を開発する。

研究の方向性

- 主要魚種の資源減少要因の究明
- 水産資源の持続的な利用
- 在来有用魚種の増殖対策

重点研究課題

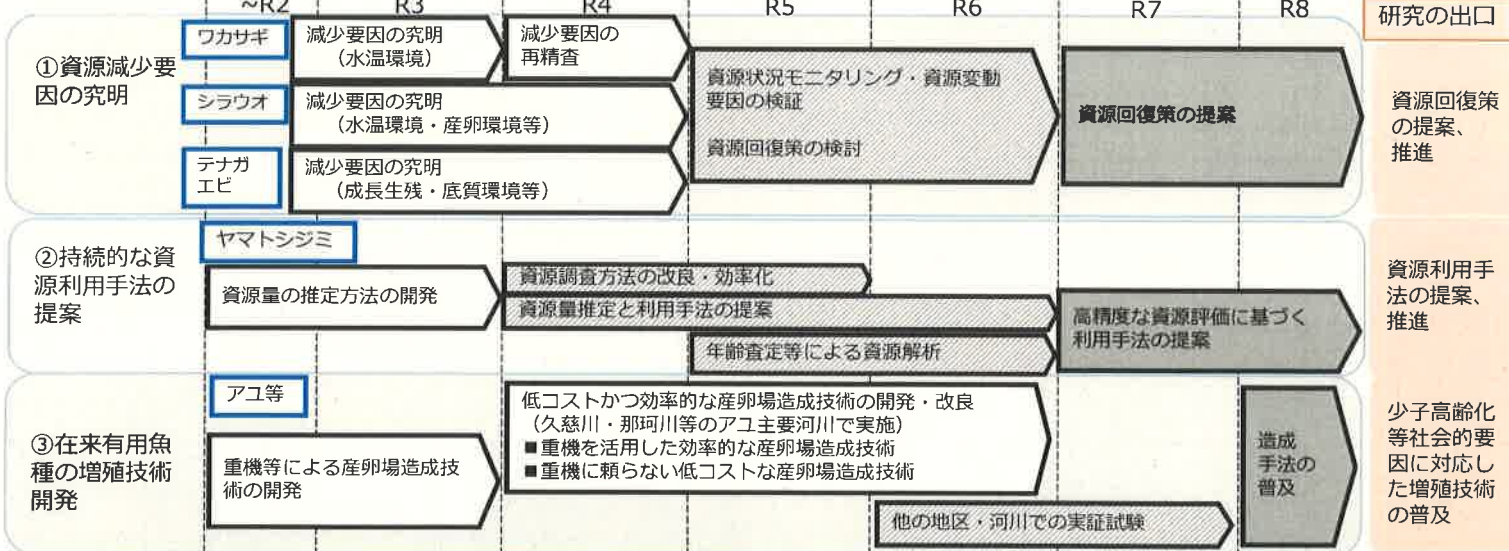
- ①ワカサギ等の資源減少要因究明 <拡充>
減少要因の検討、資源回復策の提案
- ②持続的な資源利用手法の提案
ヤマトシジミの資源量の推定と効率化
- ③在来有用魚種の増殖技術開発
産卵場造成技術の開発・改良

目標(2025)

産卵場造成技術開発・改良件数 6件

農林水産部基本指針で関連する目標

ロードマップ



【別添資料】

2. 新たな養殖技術の開発と魚類防疫研究

養殖業の経営安定化に資する効率的生産技術や高付加価値化技術等を開発する。
 チョウザメ類養殖については、効率的なキャビア生産に資する養殖技術を開発する。
 また、養殖産業創出のために、参入を希望する業者に移転するための海産魚介類の飼育技術の開発を行う。

研究の方向性

- 養殖生産の効率化
- 養殖生産物の付加価値向上
- 養殖産業創出のための陸上養殖技術の開発

重点研究課題

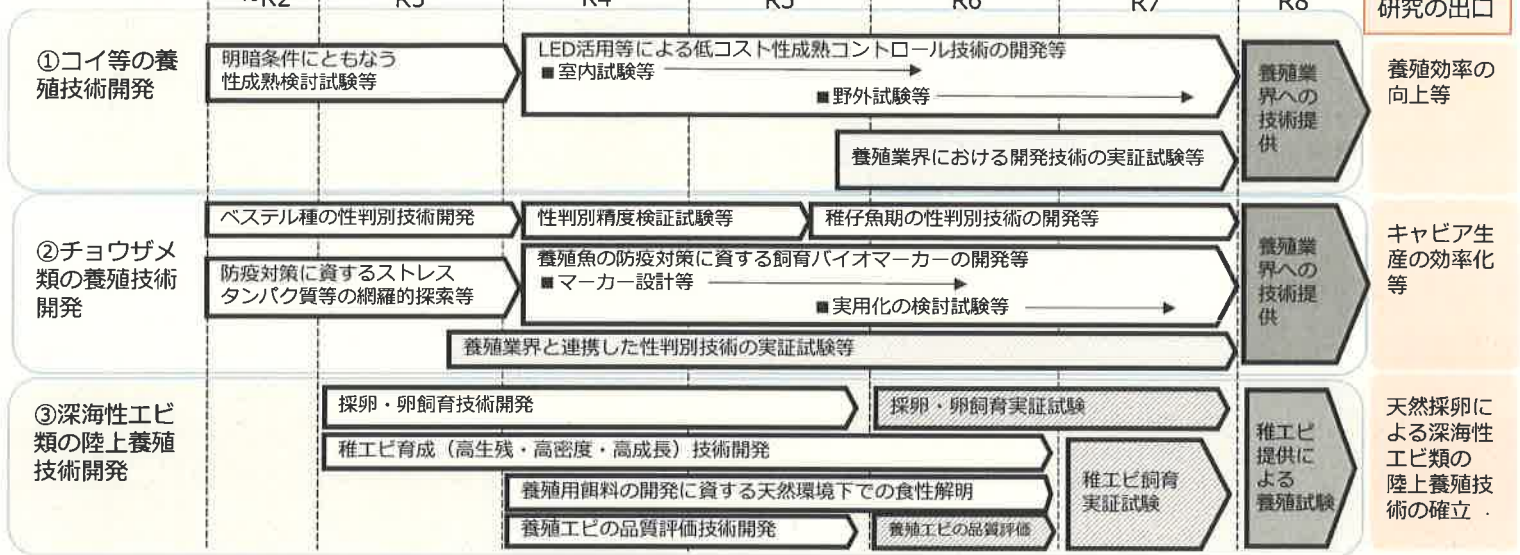
- ①コイ等の養殖技術開発 <拡充>
 性成熟コントロール技術の開発
- ②チョウザメ類の養殖技術開発 <新規>
 早期性別判別技術の開発
 飼育バイオマーカーの開発
- ③深海性エビ類の陸上養殖技術開発 <新規>
 採卵・卵飼育、稚エビ育成、品質評価

目標(2025)

新たな養殖技術開発数 3件

農林水産部基本指針で関連する目標
 ・陸上養殖参入事業者数3経営体(2025)

ロードマップ



【別添資料】

3. 産地販売力強化と美味しい魚を提供するための水産物利用加工研究

シラス干し等の品質向上を図るため、漁獲から加工場搬入にいたる新たな鮮度管理手法を開発する。
 酸性電解水等を活用した品質保持期限延伸の技術開発や、汎用性のある凍結品など実需者ニーズのある水産加工品の開発に取り組む。

研究の方向性

- 産地販売力の強化
- 実需者ニーズのある水産加工品の開発

重点研究課題

- ①漁獲段階からの鮮度管理技術の開発 <拡充>
 船上でのシラスの鮮度管理
- ②汎用性のある凍結品の開発
 メヒカリ(アオメエソ)の凍結品
- ③水産加工品の品質向上技術の開発 <新規>
 酸性電解水を活用した殺菌手法

目標(2025)

鮮度管理手法開発数 3件

農林水産部基本指針で関連する目標
 ・県産シラスの平均単価と主産地単価との比較 ±0円/kg(2025)

ロードマップ

